

計画の推進のために

障害のある人が身近な地域で安心して暮らしていくためには、その生活を地域全体で支える仕組みをつくっていかねばなりません。

住民のニーズに的確に対応し、きめ細かいサービスを提供するためには、市町村や県などの行政、社会福祉協議会等の民間福祉団体、社会福祉施設、企業、ボランティアなどがそれぞれの役割を發揮しながら連携して、地域全体の支援力を高めていくことが必要です。サービス提供主体が多様化すれば、利用者の選択の幅が広がり、そのニーズに合ったサービス提供が可能となります。

1 行政と民間の役割分担と協働

(1) 行政の役割 ～市町村が中心～

- ◆行政は、住民の生活をサポートするための基礎的な保健・医療・福祉サービスや、市場性がなく民間参入が困難なサービスを実施します。
- ◆実施に当たっては、住民に身近でその実情を把握しやすい市町村を中心として、国と県が広域的あるいは専門的な立場からこれを支援していきます。

市町村の役割

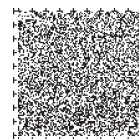
市町村は、住民に最も身近な立場から、住民ニーズを的確に把握し、地域生活を支えるための基礎的できめ細やかなサービスの提供を行っていくことが必要です。そのため、保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供するための計画づくりや、サービス提供のための基盤整備などを進めていく役割が期待されています。

県の役割

県は、市町村で行うことが困難な広域的あるいは専門的・技術的な事業の実施や、市町村への助言・支援などを行います。

例えば、広域的な立場での施設の適正配置の調整、専門的な相談支援事業や人材養成事業などを行い、地域格差の生じないようなサービス提供体制づくりを推進します。

また、民間福祉団体の活動や地域住民の連帯感の醸成等について市町村と連携し、活動しやすい環境づくりを支援していきます。



(2) 民間の役割 ～積極的な参加～

- ◆民間における福祉活動としては、社会福祉協議会の活動、社会福祉法人やNPO法人による施設運営事業、企業によるサービス提供、地域住民によるボランティア活動などがあります。
- ◆これらの民間分野では、行政サービスでは行き届かない多様なニーズや、民間ならではの発想により掘り起こされたニーズなどに、行政との協働により、きめ細かくかつ弾力的に対応しながら、厚みのある福祉サービスが提供されることが期待されます。

団体に期待される役割

福祉や医療の各種団体のほか、地域団体、生活協同組合や農業協同組合等の団体が積極的に地域の福祉活動に参加し、地域を支えることが期待されています。

また、利用者本位のサービス提供のためには、当事者団体や家族会等と協働していくことも大切です。

社会福祉協議会は、地域活動を推進する中核機関であり、宮城県社会福祉協議会は市町村社会福祉協議会や社会福祉法人等を積極的に支援することが期待されています。

企業に期待される役割

現在、ニーズの多様化に伴い、企業が様々なサービス提供の一翼を担っています。地域を市場としながら、公的なサービスとの連携と競争等を進めることにより、多様で質の高いサービス提供が推進されます。

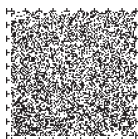
また、企業は地域社会の一員として地域活動への積極的な参加が期待され、それぞれの特性を生かしながら行うボランティア活動も、企業の社会貢献として期待されています。

住民に期待される役割

地域福祉を進める主役は、そこに住み地域をよく知っている住民一人一人です。

福祉サービスの利用者であり担い手でもある住民一人一人の声やニーズが地域の支援力を高めます。

住民一人一人のニーズを地域の大きな声にするとともに、様々な情報交換やボランティア活動への自発的・自主的な参加ができるよう地域の中での支え合う組織づくりや仲間づくりが望まれます。



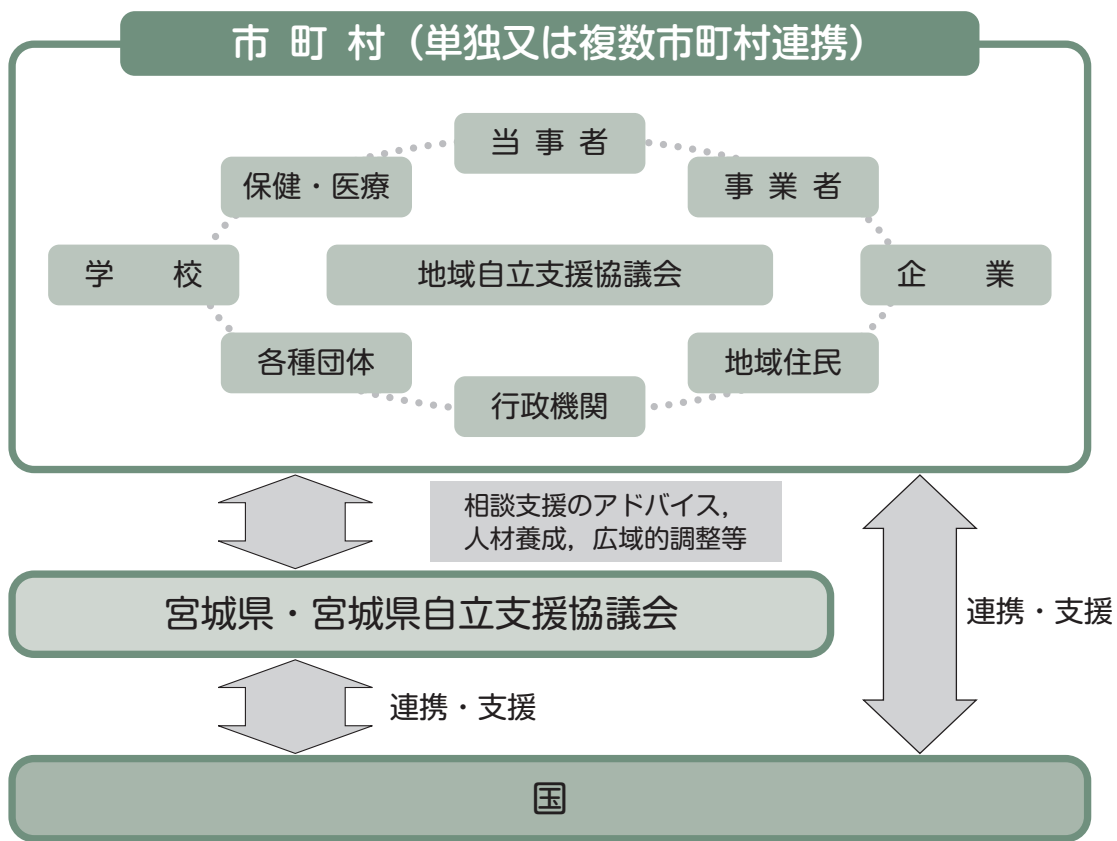
2 障害保健福祉圏域の設定

- ◆障害福祉施策の推進に当たっては、市町村が主体的に住民に最も身近な立場で的確にそのニーズ把握を行い、地域で普通の生活を支えるためのきめ細かな支援を行っていくことが基本となります。
- ◆このため、単独の市町村からなる「市町村域」、複数の市町村からなる「障害保健福祉圏域」、そして県全体の「全県域」での各々の役割分担を明確にするとともに、各圏域間のネットワークを構築し、各種サービスを計画的に提供していきます。
- ◆障害保健福祉圏域は、複数の市町村により構成されることとなりますが、市町村の人口規模、既存施設の状況、行政機関の所管区域、広域市町村圏、宮城県地域医療計画の二次医療圏や宮城県高齢者福祉圏域などを勘案して7圏域を設定します。
- ◆「全県域」では、さらに広域的あるいは専門的、技術的な事業などの実施や各圏域間の総合的な調整等を行います。

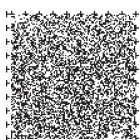
障害保健福祉圏域	構成市町村
仙南地域障害保健福祉圏域	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町（2市7町）
仙台地域障害保健福祉圏域	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村（5市8町1村）
大崎地域障害保健福祉圏域	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町（1市4町）
栗原地域障害保健福祉圏域	栗原市（1市）
登米地域障害保健福祉圏域	登米市（1市）
石巻地域障害保健福祉圏域	石巻市、東松島市、女川町（2市1町）
気仙沼地域障害保健福祉圏域	気仙沼市、南三陸町（1市1町）

3 地域における障害福祉施策の実施体制

- ◆地域自立支援協議会は、それぞれの地域で障害のある人を支えるために、様々な関係者が連携して協働する場です。
- ◆各市町村が、相談支援事業をはじめとするシステムづくりのために、中核的役割を果たす協議の場として設置されており、次のページのようなメンバーで構成され、困難事例への対応協議や調整、福祉サービス利用の相談支援事業の中立・公平性の確保、地域の関係機関によるネットワーク強化などの役割を担っています。
- ◆それぞれの地域の実情に合わせて、単独又は複数の市町村が連携して地域自立支援協議会を設置し、地域ニーズを把握しながら地域資源をうまく活用して当事者へのサービス向上に努めます。



地域自立支援協議会	構成市町村
仙台市障害者自立支援協議会	仙台市
塩竈市地域自立支援協議会	塩竈市
仙南地域自立支援協議会	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町
名取市地域自立支援協議会	名取市
岩沼市障害児者地域自立支援協議会	岩沼市
登米市障害者自立支援協議会	登米市
栗原市地域自立支援協議会	栗原市
石巻地域自立支援協議会	石巻市, 東松島市, 女川町
大崎地域自立支援協議会	大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町
巨理町障害者等地域自立支援協議会	巨理町
山元町障害者自立支援協議会	山元町
宮城東部地区自立支援協議会	多賀城市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町
黒川地域自立支援協議会	大和町, 大郷町, 富谷町, 大衡村
南三陸町障害者自立支援協議会	南三陸町
気仙沼市障害者地域自立支援協議会	気仙沼市



4 計画の推進方針

- ◆計画の推進に当たっては、宮城県障害者施策推進協議会の意見を踏まえながら、市町村、関係機関・団体等と密接な連携のもと、計画的かつ効果的な実施を図ります。
- ◆なお、市町村においては、障害者基本法に基づき、市町村における障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「市町村障害者計画」の策定が義務づけられています。
- ◆地域自立支援協議会を中心として、地域の障害のある人のニーズや地域の課題を把握し、事業者や関係機関と連携しながら、それぞれの地域性に配慮して施策を推進します。

5 国への要望・提案

- ◆県や市町村等が障害福祉施策を推進していく場合、法律や制度、補助事業等の問題から様々な制約や問題が生ずることがあります。
- ◆このため、今後、利用者のニーズを踏まえながら、あらゆる機会を通じて国に対し、新たな制度の創設や制度改正、財源措置の強化などの要望・提案を行っていきます。

